

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

2月24日発行

Vol.247

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

2/21 日

南相馬市HP「フォトレポ」から

鹿島区港行政区 閉区式

東日本大震災の津波で大きな被害を受けた鹿島区港行政区の閉区式が、鹿島農村環境改善センター（万葉ふれあいセンター）で行われました。



2ページをご覧ください。

目次

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・鹿島区港行政区閉区式 ----- 2
- ・史跡大悲山石仏
復旧記念特別講演会----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 8
- 双葉町 ----- 10
- 富岡町 ----- 12
- いわき市 ----- 13
- 福島県 ----- 15

●東京電力

- ・住居確保にかかる費用(持ち家)の
賠償における賠償上限金額の
見直しについて ----- 16

●NEXCO東日本

- ・原発事故による警戒区域等から
避難されている方に対する
高速道路の無料措置
4月以降の取り扱いについて--- 18
- ・原発事故による
母子避難者等の方に対する
高速道路の無料措置
4月以降の取り扱いについて--- 18

●交流ルームひばり通信

- ・東日本大震災五周年追悼式典 --- 19
- ・2月・3月の「ひばり」 ----- 20

2/21 日

鹿島区港行政区閉区式

～ありがとう さようなら 未来へ～

東日本大震災の津波で大きな被害を受けた鹿島区港行政区の閉区式が、鹿島農村環境改善センター（万葉ふれあいセンター）で行われました。

港行政区では、津波によって45人が犠牲になり、また、行政区内の多くの地域が、居住するための新たな建物を建築できない災害危険区域に指定されたため、今春で行政区としての活動を終了することを決定しました。

式では、桜井勝延市長が「港行政区の心の結びつきを持って、これまでの歴史を語り継いでほしい」とあいさつし、代表者による思い出の発表や参加者全員による「ふるさと」の合唱などが行われました。



市長を交えて記念撮影



津波の犠牲者らに黙とうを捧げる出席者



思い出話などで懇談しました



全員で「ふるさと」を合唱

2/21 日

史跡大悲山石仏復旧記念特別講演会

震災で崩壊した小高区の大悲山石仏観音堂石仏を囲む覆屋（おおいや）の復旧を記念して、現地公開と講演会が開催されました。

現地公開では大勢の市民や愛好者が訪れ、カメラで撮影するなど熱心に見入っていました。



多くの市民が集まりました



照明が設置され拝観しやすくなりました



薬師堂石仏の説明も行われました



石仏に関する講演会が行われました



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数（南相馬市HPから）

【都道府県別】

平成28年2月18日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	4,269	群馬県	151	大阪府	20	広島県	6	奈良県	1
宮城県	1,514	山梨県	66	青森県	17	熊本県	6	島根県	1
山形県	577	北海道	65	京都府	17	富山県	5	高知県	1
新潟県	576	長野県	64	沖縄県	15	大分県	5	和歌山県	-
東京都	569	秋田県	47	福井県	14	三重県	4	鳥取県	-
茨城県	542	岩手県	47	岡山県	12	宮崎県	4	徳島県	-
埼玉県	493	静岡県	37	岐阜県	10	香川県	3	鹿児島県	-
栃木県	401	愛知県	30	滋賀県	9	愛媛県	3	海外	10
千葉県	321	兵庫県	30	福岡県	8	佐賀県	3	合計	10,330
神奈川県	318	石川県	29	長崎県	8	山口県	2		

(2/4 10,394)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	1,080	喜多方市	39	西会津町	13	泉崎村	4
相馬市	1,068	本宮市	34	棚倉町	13	広野町	4
いわき市	601	会津坂下町	23	田村市	12	小野町	3
郡山市	472	鏡石町	19	磐梯町	9	天栄村	2
会津若松市	203	西郷村	19	会津美里町	8	鮫川村	2
新地町	189	三春町	17	金山町	7	浅川町	2
二本松市	106	川俣町	16	矢祭町	6	国見町	1
伊達市	92	猪苗代町	16	古殿町	6	楢葉町	1
須賀川市	90	桑折町	15	北塩原村	5	合計	4,269
白河市	53	南会津町	14	矢吹町	5		

平成23年3月11日現在の人口 71,561人

市内居住者	自宅居住	34,727人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	3,551人
	市内の仮設住宅	3,727人
	市内転居	5,244人
計		47,249人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	10,330人
	(うち福島県外)	(6,061人)
	計	10,330人
その他	死亡（震災以外の死亡含む）	4,536人
	転出	9,430人
	所在不明	16人
	計	13,982人

	平成23年 3月11日現在の 人口	平成28年 2月18日現在の 居住者数
小高区	12,842人	-
鹿島区	11,603人	13,316人
原町区	47,116人	42,084人
計	71,561人	55,400人

(他市町村からの避難者2,293人)

※平成23年3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

国民健康保険の一部負担金の免除期間が延長になりました

2月19日HP更新

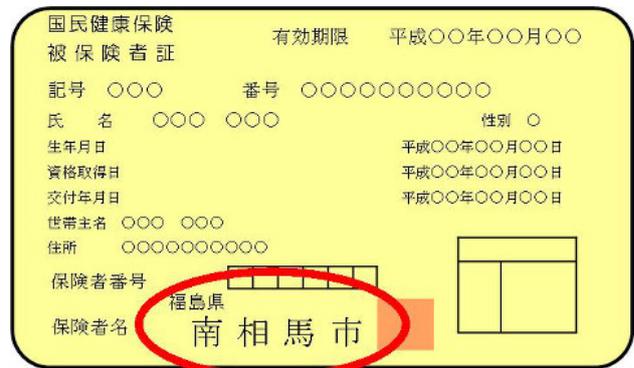
東日本大震災に係る国民健康保険の一部負担金の免除期間が延長になりました。
対象者の方には、新しい免除証明書を送りましたので、医療機関を利用するときには忘れずに提示してください。

対象者	有効期限
(1)旧警戒区域の方	平成29年2月28日まで
(2)旧緊急時避難準備区域の方 (3)旧特定避難勧奨地点の方	平成28年7月31日まで ○上位所得層の世帯（同じ世帯の国保加入者全員の平成26年中の所得[*]の合計が600万円を超える世帯）は免除対象外となっています。 平成28年8月1日から平成29年2月28日までの免除については、平成27年中の所得において上位所得層と判定された世帯は、免除対象外となります。）
(4)避難指示等対象地域以外の方、および (2)または(3)の上位所得層で免除対象外となった方で、震災により被災された方（震災による住宅の全半壊など）	平成29年3月31日まで

所得[*]:国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等

- ※ 世帯内の国民健康保険加入者の増加や世帯主の変更、所得の変更によって、一部負担金等の免除措置の対象から外れる場合があります。
- ※ 旧緊急時避難準備区域・旧特定避難勧奨地点の方で、税の申告が済んでいないなどの理由で、国民健康保険加入世帯員の中に所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付することができません。税の申告が済んでいない方は、申告してください。保険組合などにお問い合わせください。

■お手元の保険証をご確認ください
上記の一部負担金免除期間延長となるのは、南相馬市の国民健康保険に加入している方のみです。
職場の健康保険証を使っている方は、職場の保険担当者の方か、保険証に記載されている健康保険組合などにお問い合わせください。



問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係
小高区 市民福祉課 総合案内係
鹿島区 市民福祉課 総合案内係

TEL 0244-24-5233
TEL 0244-44-6711
TEL 0244-46-2113

後期高齢者医療保険の一部負担金の免除期間について

2月19日HP更新

医療機関を利用するときは忘れずに一部負担金等免除証明書を提示してください。

なお、旧緊急時避難準備区域の方、旧特定避難勧奨地点の方で、後期高齢者医療保険加入世帯員の中に、税の申告が済んでいないなどの理由で所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付できませんので、ご注意ください。

対象者	有効期限
(1)旧警戒区域の方	平成29年2月28日まで
(2)旧緊急時避難準備区域の方	平成28年7月31日まで 同じ世帯の後期高齢者医療保険加入者全員の平成26年中の所得[※]の合計が600万円を超える世帯は、免除対象外となります。
(3)旧特定避難勧奨地点の方	◆平成28年8月1日から平成29年2月28日までの免除について 同じ世帯の後期高齢者医療保険加入者全員の平成27年中の所得[※]の合計が600万円を超える世帯は、免除対象外となります。 平成28年8月1日以降、免除措置が継続される方には、7月末までに新しい証明書をお送りする予定です。

所得[※]:後期高齢者医療保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等

※ 世帯内の後期高齢者医療被保険者の増加や所得の変更によって、一部負担金の免除措置の対象から外れる場合があります。

問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係
小高区 市民福祉課 総合案内係
鹿島区 市民福祉課 総合案内係

TEL 0244-24-5233
TEL 0244-44-6711
TEL 0244-46-2113

小高病院 平成28年3月 診療予定表

	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
午前			中尾誠利	高橋哲之助	神戸敏行		
午後					今野 明		
	6	7	8	9	10	11	12
午前		中尾誠利	中尾誠利	高橋哲之助	小鷹昌明		
午後					今野 明		
	13	14	15	16	17	18	19
午前		中尾誠利	中尾誠利	高橋哲之助	根本 剛		
午後					休 診		
	20	21	22	23	24	25	26
午前		振替休日	中尾誠利	高橋哲之助	小鷹昌明		
午後					今野 明		
	27	28	29	30	31		
午前		中尾誠利	中尾誠利	高橋哲之助	神戸敏行		
午後			休 診		今野 明		

南相馬市安心見守りネットワーク

2月19日HP更新

2月8日に、南相馬市役所において市内金融機関10事業所と「南相馬市安心見守りネットワークに関する協定」の締結式を行いました。

協定を締結した金融機関10事業所

株式会社 七十七銀行 原町支店
株式会社 東邦銀行 原町支店 (小高支店 含む)
株式会社 常陽銀行 原町支店
株式会社 福島銀行 原町支店
株式会社 大東銀行 原町支店 (鹿島支店 含む)
あぶくま信用金庫 本店営業部 (本店営業部南出張所 東支店 小高支店 含む)
そうま農業協同組合
東北労働金庫 原町支店
相双五城信用組合 原町支店
相双五城信用組合 鹿島支店



「南相馬市安心見守りネットワーク」とは

南相馬市に居住する市民が、地域から孤立することなく安心して生活できる環境を確保するため、電気・ガス・新聞販売店など23事業所と南相馬警察署、南相馬市の3者での「南相馬市安心見守りネットワークに関する協定」を締結し、見守りを強化しています。

高齢者宅や独居世帯宅で異変を感じたら、市または警察署などへ連絡し、市などが速やかに安否確認、事故防止などの対応を行うことにより、孤立死などの発生を未然に防ぐことを目的としています。

これまでに協定を締結した事業所

1	有限会社 石倉新聞店
2	有限会社 鹿島新聞販売センター
3	有限会社 長富新聞店
4	有限会社 藤原新聞店
5	松永牛乳株式会社
6	福島ヤクルト株式会社相双エリア拠点
7	日本郵便株式会社

8	東北電力株式会社 相双営業所
9	相馬地方広域水道企業団
10	相馬ガス株式会社
11	ヤマト運輸株式会社(原町支店)
12	佐川急便株式会社(相馬営業所)
13	株式会社セブン-イレブン・ジャパン (市内13店舗)

問い合わせ

健康福祉部 社会福祉課

TEL 0244-24-5243



浪江町からのお知らせ

東京電力株式会社による浪江町内家屋清掃（片付け）のお知らせ

2月18日HP更新

避難指示解除準備区域および居住制限区域内の自宅について、東京電力による、家屋内の清掃（片付け）協力の申し込み受け付けが再開しました。

対象区域

避難指示解除準備区域および居住制限区域

※ 帰還困難区域は、現状では対応することができません。

対象世帯

対象地区に自宅等がある世帯

対象範囲

個人宅の居住部分、倉庫や納屋など

作業内容

地震被害、家畜被害などにあつた自宅内の片付けや家財の搬出、および簡易な清掃

※ 農機具や薬品類は現在搬出できません。

※ あくまで片付けや清掃となりますので、薬品で消毒するといった対応はできませんので、ご理解をお願いします。

※ 事前に作業内容の確認の電話をさせていただきます。

実施期間および作業時間

4月5日（火）～7月31日（日）

午前10時～午後3時ごろ（途中休憩を含みます。）

※ 8月以降の作業実施については、詳細な日程が決まりましたら改めてお知らせします。

申込期限

6月30日（木）

※ 実施希望日の2カ月程度前を目安に、電話でお申し込みください。
作業実施日の調整をさせていただきます。

【申込先】

東京電力株式会社 福島復興本社 復興推進室
屋内清掃（片付け）お申し込み専用ダイヤル

TEL 080-5527-3959

次ページへ続きます

お願い

- 作業の安全ならびに実施内容確認のため、事前に東京電力社員が現地調査をさせていただきます。危険と判断される作業や、相当な時間のかかる作業は、お断りする場合があります。
- 家屋の解体が決まっている住宅については、作業できません。
必要なものを屋内から搬出したいなど、個別の要望については、電話でご相談させていただきます。
- 作業実施の際は、必ず本人または家族の立会いが必要となります。
- 片付けにより発生した廃棄物については、ごみ回収業者が回収します。回収されるまでの間、敷地内への仮置きをお願いします。
- 除染作業や、庭木・植木の伐採、敷地外への物品運搬などに対応できません。
- 国(環境省)による除染作業との兼ね合いで作業日を調整させていただくことがあります。

問い合わせ

ふるさと再生課 廃棄物対策係

TEL 0240-34-0230

医療費一部負担金の免除期間延長のお知らせ

2月18日HP更新

国民健康保険および後期高齢者医療保険の医療費一部負担金の免除期間が、平成29年2月28日まで1年間延長になります。

新しい免除証明書は2月下旬に送付しますので、3月1日以降に医療機関を受診する場合は保険証と一緒に必ず提示してください。

国民健康保険の免除証明書…オレンジ色のカード型
後期高齢者医療保険(75歳以上)の免除証明書…肌色のA4型

※ 入院時食事療養費の標準負担額や接骨院などを受診した際の療養費一部負担金相当額の免除は、平成24年2月29日で終了しています。

※ 国民健康保険の保険証は4月1日更新のため、3月下旬に送付します。

【社会保険などに加入している方】

- ・ 勤務先か保険証に書かれている保険者に問い合わせてください。
- ・ 社会保険などに加入していて、まだ国民健康保険脱退手続きが済んでいない方は、届出をお願いします。
- ・ 国民健康保険の保険証と免除証明書は使用できません。使用した場合、かかった医療費全額(10割)を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

問い合わせ

健康保険課 国民年金係

TEL 0243-62-0179



双葉町からのお知らせ

「住民意向調査」調査結果【速報版】の公表について

2月19日HP更新

平成27年12月14日から12月28日にかけて実施しました、双葉町・福島県・復興庁の共同による第4回住民意向調査について、調査結果(速報版)がまとまりましたので、お知らせします。

調査概要

復興公営住宅のニーズ把握、将来の帰還意向やその判断の前提となる情報、町の復興計画検討のための基礎的情報収集などを目的に実施(記名式)

- 調査対象 全世帯主(3,377世帯)
- 実施期間 平成27年12月14日～12月28日
- 回答者数 1,672世帯(回収率49.5%)

調査結果のポイント

避難指示解除後の帰還意向については、「戻りたいと考えている」の割合が微増(+1.0%)、「戻らないと決めている」の割合は微減(▲0.7%)

(1)復興公営住宅の入居意向

入居希望※	10.8% (181 世帯)
現時点では判断できない	12.7% (213 世帯)
入居を希望しない	70.0% (1,170 世帯)

※「既に当選または入居が決定している(入居している)」、「入居の申し込み中である」、「今後、入居の申し込みをしたい」の合計値

(2)復興公営住宅の入居に当たり希望する居住地(上位抜粋)

いわき市	47.0% (85 世帯)
郡山市	19.9% (36 世帯)
南相馬市	10.5% (19 世帯)

※「1世帯目」と「2世帯目」との合計値

(3)避難指示解除後の帰還の意向

戻りたいと考えている (将来的な希望も含む)	13.3% (12.3%)
まだ判断がつかない	20.7% (27.9%)
戻らないと決めている	55.0% (55.7%)

※(カッコ)内は前回調査(平成26年9月～10月)結果

次ページへ続きます

(4) 帰還時期（帰還まで待てる年数）

3年以内	11.2%（22.0%）
5年以内	26.9%（19.2%）
10年以内	10.3%（11.7%）
帰れるまで待つ	46.2%（42.1%）

※ 「(3)避難指示解除後の帰還の意向」で「戻りたいと考えている(将来的な希望も含む)」と回答した方

※ (カッコ)内は前回調査(平成26年9月～10月)結果

(5) 双葉町とのつながりを保ちたいか

そう思う	59.6%
わからない	25.6%
そう思わない	6.0%

※ 「(3)避難指示解除後の帰還の意向」で「まだ判断がつかない」「戻らないと決めている」と回答した方

「双葉町住民意向調査 調査結果(速報版)」を添付しました。

※双葉町の世帯のみ

問い合わせ

復興推進課

TEL 0246-84-5203

医療費一部負担金等免除期間について

2月17日HP更新

【双葉町国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方】

医療費一部負担金等の免除期間が1年間延長(平成29年2月28日まで)される予定です。期間の延長が決定されましたら、新しい免除証明書を送付します。

なお、免除証明書の発送は、2月下旬を予定しています。

医療機関で一部負担金の免除を受けるためには、窓口で一部負担金免除証明書の提示が必要です。被災証明書を提示して一部負担金の免除を受けることはできません。

※ 社会保険などの医療保険に加入の方の医療費一部負担金等の免除については、加入している社会保険などの保険者へ直接お問い合わせください。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205



富岡町からのお知らせ

町長メッセージ 「特例宿泊の実施について」

2月19日HP更新

東日本大震災及び原発事故により全国各地で避難生活を余儀なくされている町民の皆さまへ心よりお見舞い申し上げますとともに、日頃より町政運営にご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年6月に策定した「富岡町災害復興計画(第二次)」において、早ければ平成29年4月の帰還開始を目指すことを町民の皆さまにお示し、町内における生活環境の整備を推し進めている中、目標時期を約1年前に控えた今、更なる復興を加速化するためにも、課題を抽出し解決しなければいけない時期であると認識しております。

このため、町は、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、本来認められていない住民の宿泊を、一時的かつ短期間に限り認める特例宿泊制度を活用し、町内の生活環境整備における新たな課題を抽出し、その対策を講じた上で、帰還の開始時期を適切に判断する必要があると考えております。

つきましては、この度、国との協議が整ったことから、特例宿泊を実施することといたしますので、町民の皆さまのご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成28年2月19日

富岡町長 宮本皓一

被災家屋等の解体受け付けについて

2月22日HP更新

町内(帰還困難区域を除く)の被災家屋等については、平成26年度から環境省による解体事業が進められています。この事業は町が発行する罹(り)災証明書で半壊・大規模半壊・全壊のいずれかの判定を受けた建物の所有者の申請に基づき順次実施されているもので、費用はかかりません。

現時点で受付期限はありませんが、今後期限が示される可能性があります。解体・撤去を希望する場合は、早めの申請をお願いします。

申請の際に提出していただく書類・写真等がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

問い合わせ

被災家屋受付センター

- ・富岡町役場郡山事務所内
- ・富岡町役場いわき支所内

 0120-629-550
 0120-662-550

粗大ごみ等の回収について

2月22日HP更新

屋内外の粗大ごみや廃家電などの回収を、国の事業で実施しています。
以前回収を実施された方についても受け付けますので、下記までお問い合わせください。
なお、フレコンバッグ(除染などで利用する大型の袋)が事前に必要な方は、復興推進課までご連絡ください。

問い合わせ

(株)丸東(環境省委託業者)

環境省福島環境再生事務所県中・県南支所(廃棄物担当)

富岡町役場 復興推進課

0120-707-110

TEL 024-983-0610

TEL 0240-25-8246

東京電力から屋内片付け・床掃除、宅地周りの草刈りについてのご案内

2月22日HP更新

東京電力では、町内にある建物の屋内片付け・床掃除、宅地周りの草刈りのお手伝いを実施しています。

希望される方は下記専用ダイヤルにお申し込みください。

問い合わせ

屋内片付けお申し込み専用ダイヤル

TEL 080-5980-1084

※土・日・祝祭日を除く、午前9時～午後5時



いわき市からのお知らせ

東京電力へ申し入れ

2月23日HP更新

2月23日(火)、東京電力本社で、市長が東京電力の廣瀬代表執行役社長に申入書を手渡しました。

■申し入れ内容

- ・東京電力株式会社福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み及び確実な安全対策について
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に関する適正な賠償の実施について



(右)清水市長

問い合わせ

行政経営部 原子力対策課

TEL 0246-22-1204

2月5日に市長が福島第一原子力発電所を視察しました

2月19日HP更新

視察では、免震重要棟において作業員の方々に対し激励を行い、その後、汚染水対策を中心とした廃炉作業の現状を確認しました。



Jヴィレッジ



福島第一入退域管理施設



免震重要棟での激励



防護品装備着用



構内移動



1～4号機建屋視察



1号機がれき撤去作業



海側遮水壁

問い合わせ

行政経営部 原子力対策課

TEL 0246-22-1204



福島県からのお知らせ

帰還・生活再建に向けた支援策に関する説明会（新潟会場）

2月23日HP更新

平成29年3月末で、避難指示区域以外から避難されている方への借上げ住宅（公営住宅、雇用促進住宅を含む）の供与が終了します。

そこで、福島県では、借上げ住宅制度終了にあわせ家賃補助などの新たな支援に取り組むこととしております。

つきましては、新たな支援策に関する説明会を下記のとおり開催しますのでご案内します。

日時・会場

〈長岡会場〉 3月6日（日） 午後1時～2時30分
長岡市立劇場2階 小ホール（長岡市幸町2丁目1番2号）

〈新潟会場〉 3月21日（月・祝） 午前10時～11時30分
新潟ユニゾンプラザ4階 大研修室（新潟市中央区上所2丁目2番2号）

内容

1 帰還・生活再建に向けた支援策について

【長岡会場】 午後1時～1時30分

【新潟会場】 午前10時～10時30分

- 移転費用の支援（引越し補助）について
- 民間賃貸住宅家賃への支援（家賃補助）について
- 住宅確保等の取組みについて

2 質疑応答

【長岡会場】 午後1時30分～2時30分

【新潟会場】 午前10時30分～11時30分

※参加申し込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。

問い合わせ

避難者支援課

被災者のくらし再建相談ダイヤル

0120-303-059

【受付時間】 午前9時～午後5時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

住居確保にかかる費用(持ち家)の賠償における 賠償上限金額の見直しについて

平成28年2月18日
東京電力株式会社
福島復興本社

当社は、住居確保にかかる費用の賠償につきまして、平成26年4月30日に賠償内容についてご案内し、同7月23日より受付を開始させていただきました。持ち家にお住まいであった方に対する住居確保にかかる費用の賠償では、移住先住居の再取得費用および帰還先住居の建替え・修繕費用のうち、必要かつ合理的な追加的費用を賠償上限金額※1の範囲内でお支払いしております。

このたび、平成28年1月28日に開催された原子力損害賠償紛争審査会において、移住先標準宅地単価が見直されたことを踏まえ、以下のとおり、賠償上限金額を見直しさせていただきましたので、お知らせいたします。

1. 見直しの対象となるご請求者さま

当社事故発生時点にお住まいであった住所と同一所在に、宅地または借地権のいずれかを所有・設定されている方のうち、原子力損害賠償紛争審査会で移住先標準宅地単価の見直された平成28年1月28日(以下「基準日」)以降、住居確保にかかる費用の賠償において、「移住先住居の再取得費用」を新規にご請求される方を対象とさせていただきます。

なお、すでに「移住先住居の再取得費用」をご請求いただいている場合でも、基準日時点において、「確定賠償」※2の金額が、見直し前の賠償上限金額に達していない方につきましては、見直しの対象とさせていただきます。

2. 見直し内容

平成28年1月28日に開催された原子力損害賠償紛争審査会において、移住先標準宅地単価が38,000円/㎡から41,000円/㎡に見直されたことに伴い、賠償上限金額における宅地・借地権の再取得費用について、見直しさせていただきます。

3. 取扱い見直しの適用時点

基準日以降にご請求された際に適用させていただきます。

4. その他

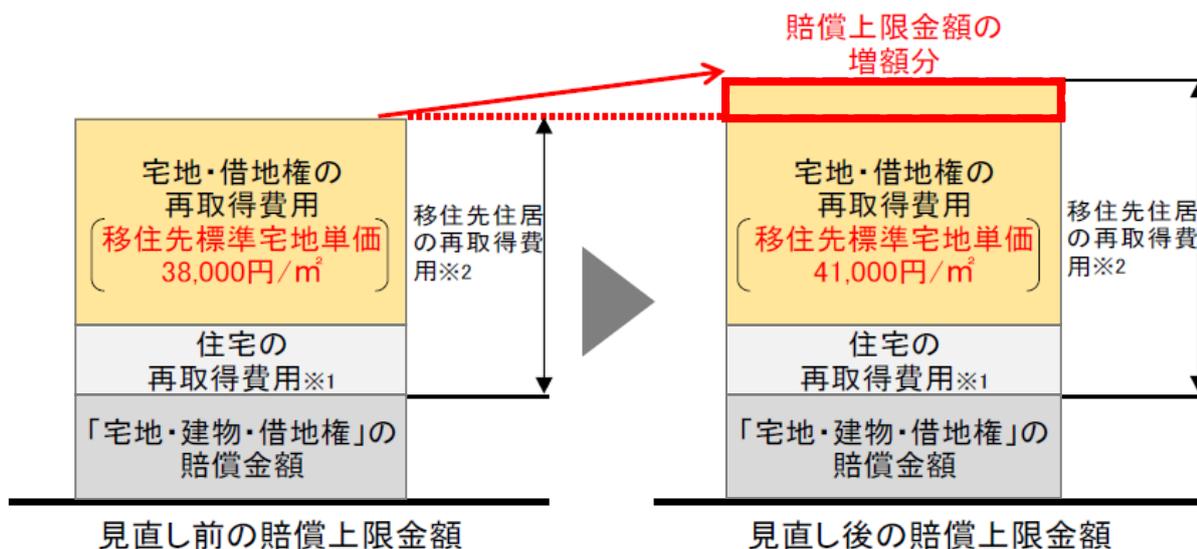
上記「1. 対象となるご請求者さま」につきましては、順次変更内容に関するダイレクトメールをお送りさせていただきます。また、各ご請求者さまにおける今回の移住先標準宅地単価の見直しによる具体的な賠償上限金額につきましては、お取り寄せいただくご請求書類にてお知らせいたします。

※1 賠償上限金額は、「宅地・建物・借地権」の賠償金額に、「東京電力株式会社 福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」において示された算定方法により対象資産ごとに算定した金額を加算して設定させていただきます。

※2 確定賠償は、費用が実際に発生した後に領収書等をご提出いただき、賠償金をお支払いさせていただきます。ご請求方法です。

次ページへ続きます 

見直し内容イメージ

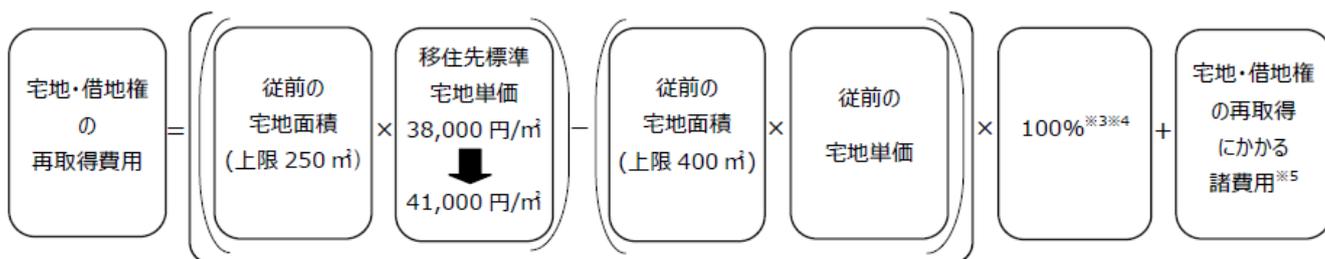


※1 住宅の再取得費用の算定式は以下のとおり

$$\text{住宅の再取得費用} = (\text{算定対象資産の想定新築価格} - \text{算定対象資産の時価相当額}) \times 75\% + \text{住宅の再取得にかかる諸費用}$$

※2 住居確保にかかる費用(持ち家)の賠償において「移住」をご選択されたご請求者さまについては、ご請求いただいた金額がすでにお支払いさせていただいている宅地・建物・借地権の賠償金額を超えた場合に、超過分を「移住先住居の再取得費用」の範囲内で賠償させていただきます。

【宅地・借地権の再取得費用の算定式】



※3 「東京電力株式会社 福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」にもとづき、移住を余儀なくされた区域以外にお住まいであった方で移住先住居の再取得費用をご請求いただく方は、75%を乗じて算定させていただきます。

※4 借地権をご請求いただいた方は、借地権割合をさらに乗じて算定させていただきます。

※5 宅地・借地権の再取得にかかる諸費用も変更の対象となります。

問い合わせ

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先＞
 福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル
 ☎ 0120-926-596 (受付時間: 午前9時～午後9時)

原発事故による警戒区域等から 避難されている方に対する 高速道路の無料措置 4月以降の取り扱いについて

平成28年2月19日

平成24年4月1日から実施されています原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置については、平成28年3月31日までとされているところですが、当面以下のとおり継続されます。

■継続期間

平成29年3月31日（金） 24時まで

詳しくは、
添付資料をご覧ください。

※被災時に警戒区域等に居住されていた方が、被災後に運転免許証を更新された場合は、被災時の居住地が確認できませんので、別途「住民票の写し」や「被災証明書」など被災時の住所が確認できる書面が必要となります。

原発事故による母子避難者等の方に対する 高速道路の無料措置4月以降の取り扱いについて

平成28年2月19日

平成25年4月26日より実施されています原発事故による母子避難者等の方に対する高速道路の無料措置については、平成28年3月31日までとされているところですが、当面以下のとおり継続されます。

■継続期間

平成29年3月31日（金） 24時まで

詳しくは、
添付資料をご覧ください。

問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 (ナビダイヤル) (24時間)

TEL 03-5338-7524 (PHS、IP電話のお客さま)

進 東日本大震災五周年追悼式典

— 今までの感謝と道行き先行き力強く進む覚悟 —

東日本大震災から5年を迎え、亡くなられた方々の鎮魂と、被災地の一日も早い復興を願い、追悼式を開催します。

また、追悼式終了後には、温かく支えてくださった方々への感謝と道行き先行き力強く進む覚悟を込めて、交流事業を開催します。

- とき **3月5日** (土) 午前9時～10時30分
- ところ **総合福祉センター** 1階ロビー
- 主催 **さんじょう∞ふくしま「結」の会**
- 参加予定者 避難者(市内外)、三条市民ほか

午前9時 追悼式典

- ① 黙とう
- ② 追悼のことば
 - ・避難者代表
 - ・三条市長
- ③ 献花



(昨年の追悼式典の様子)



午前9時35分(予定) 交流事業

- 感謝状・記念品の贈呈
- 三小相承会による追悼演奏



3月11日 (金)

交流ルームひばり

- ・午前10時～午後3時 献花
- ・午後2時46分 黙とう

2月・3月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				2月25日	26日	27日
				ひばり休み 浜通り配布		
28日	29日	3月1日	2日	3日	4日	5日
		ひばり休み	ひばり 茶話会	ひばり休み 浜通り配布		東日本大震災 五周年 追悼式典
6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	ひばり 午後休み	ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布	ひばり 献花・黙とう	

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	
双葉町	0246-84-5200	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数(2016.2.24現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	32	71
原町区	5	8
南相馬市 計	37	79
浪江町	7	18
双葉町	4	7
富岡町	1	1
川内村	1	3
いわき市	1	5
郡山市	5	12
合計	56	125

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511